鳥取県訓令第1号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

島 取 県職 昌 安 全 衛 生 管 理 規 程 (昭 和 56年 島 取 県 訓 会 策 2 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する

改正後	改正前
(安全管理者)	(安全管理者)
96条 略	第6条 略
(安全推進者)	
等6条の2 <u>部局等(鳥取県行政組織条例第2</u>	条に規
定する部局等並びに同条例第15条第1項に規	定する
会計管理者及び労働委員会事務局をいう。次	項及び
第8条第2項において同じ。)及び地方機関	等(前
条第1項の規定により安全管理者を置く地方	機関を
除く。)に安全推進者を置く。	
2 安全推進者は、部局等の長又は地方機関	等の長
が、その所属職員のうちから指名した者をも	<u>って充</u>
てる。_	
3 安全推進者は、次の業務を行うものとする	<u>。</u>
(1) 施設、設備等の点検及び使用状況の確	認並び
<u>にこれらの結果に基づく必要な措置に関</u>	<u>するこ</u>
<u>と。</u>	
(2) 作業環境及び作業方法の点検並びにこ	<u>れらの</u>
<u>結果に基づく必要な措置に関すること。</u>	
(3) <u>安全教育に関すること。</u>	
(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対	<u>策に関</u>
すること。	
1 前条第3項の規定は、第2項の規定により	<u>安全推</u>
進者を指名した場合について準用する。	

(衛生管理者)

生管理者を置く。

 $2\sim4$ 略

(総括安全衛生管理者等の代理者)

(衛生管理者)

第7条 本庁及び職員数が50人以上の地方機関等に、第7条 本庁及び職員の数に非常勤職員の数を加えた 法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛 数(以下「職員数」という。)が50人以上の地方機 関等に、法第12条第1項に規定する業務を行わせる ため、衛生管理者を置く。

 $2 \sim 4$ 略

(総括安全衛生管理者等の代表者)

- |第8条 総括安全衛生管理者、安全管理者、安全推進|第8条 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理 者、衛生管理者又は衛生推進者(以下「総括管理者 等」という。)を置く本庁又は地方機関等に、総括 管理者等が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事 由によって職務が行えないときにその職務を代理さ せるため、それぞれその代理者を置く。
- 2 総括管理者等の代理者は、本庁<u>の総括安全衛生管</u> 2 総括管理者等の代理者は、本庁にあっては福利厚 理者及び衛生管理者の代理者にあっては福利厚生課 長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安 全推進者の代理者にあっては部局等の長がその所属 職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管 理者等の代理者にあっては当該地方機関等の長がそ の所属職員のうちから指名した者をもって充てる。
- 3 略

(連絡協議会の設置)

第11条 職員の安全及び健康の確保のための総合的な 第11条 職員の安全及び健康の確保のための総合的な 対策に関し必要な事項を調査審議するため、総合安 全衛生連絡協議会(以下「連絡協議会」という。) を置く。

(連絡協議会の組織)

- 第12条 連絡協議会は、会長、健康管理責任者、施設 第12条 総合委員会は、会長及び委員12人以内をもっ 管理責任者及び委員をもって組織する。
- 2 連絡協議会の会長(以下この条から第14条までに 3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者 おいて「会長」という。) は総務部長の職にある者 を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者 を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連 絡協議会の委員(以下この条及び次条において「委 員」という。) は会長が職員のうちから指名した者 をもって充てる。この場合において、会長は、次の 各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数 の委員を指名するものとする。
 - (1) 本庁の職員 1人
 - (2) 総合事務所(第2条第3号の表の左欄に掲げ る地方機関をいう。以下同じ。) の職員 総合事 務所ごとに1人
 - (3) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く 地方機関等(総合事務所を除く。)の職員 当該 地方機関等ごとに1人
 - (4) 職員団体の推薦を受けた職員 9人
- 3 略

- 者又は衛生推進者(以下「総括管理者等」とい う。)を置く本庁又は地方機関等に、総括管理者等 が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によっ て職務が行えないときにその職務を代理させるた め、それぞれその代理者を置く。
- 生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方 機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員の うちから指名した者をもって充てる。

3 略

(総合委員会の設置)

対策に関し必要な事項を調査審議するため、総合安 全衛生委員会(以下「総合委員会」という。)を置 く。

(総合委員会の組織)

- て組織する。
- 2 委員のうち、1人を健康管理責任者、1人を施設 管理責任者とする。
- は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は 営繕課長の職にある者を、その他の委員は会長が職 員のうちから指名した者をもって充てる。この場合 において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を 受けた者から指名するものとする。

(連絡協議会の会議)

- 第13条 <u>連絡協議会</u>の会議は、会長が招集し、会長が 第13条 <u>総合委員会</u>の会議は、会長が招集し、会長が 議長となる。
- しなければ開くことができない。
- 認めるときは、関係者に対し、その会議に出席させ て意見を求め、又は資料の提出を求めることができ る。

(委任)

第14条 前2条に規定するもののほか、連絡協議会の|第14条 前2条に規定するもののほか、総合委員会の 運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(職域委員会)

第15条 略

2及び3 略

4 衛生委員会は、会長及び委員10人以内をもって組 4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに 織する。

- 5 衛生委員会の会長(以下この項において「会長」 という。) は福利厚生課長又は地方機関等の長の職 にある者を、衛生委員会の委員(以下この項におい て「<u>委員」という。)は次に掲げる者のうちから会</u> 長が指名した者をもって充てる。この場合におい て、会長は、委員の半数を職員団体の推薦を受けた 者から指名するものとする。
 - (1) 衛生管理者 (職員数が50人未満の地方機関等 にあっては、衛生推進者)
 - (2) 産業医
 - (3) 安全推進者その他衛生に関し経験を有する者
- 6 前2項の規定は、安全衛生委員会について準用す る。この場合において、前項中「福利厚生課長又は 地方機関等の長」とあるのは「地方機関等の長」 と、「安全推進者」とあるのは、「安全管理者」 と、「衛生に関し経験を有する者」とあるのは、 「安全に関し経験を有する者及び衛生に関し経験を 有する者」と読み替えるものとする。
- 7 第12条第3項、第13条及び前条の規定は、衛生委

(総合委員会の会議)

- 議長となる。
- 2 連絡協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席 2 総合委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席 しなければ開くことができない。
- 3 連絡協議会は、その調査審議のため必要があると 3 総合委員会は、その調査審議のため必要があると 認めるときは、関係者に対し、その会議に出席させ て意見を求め、又は資料の提出を求めることができ る。

(委任)

運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(職域委員会)

第15条 略

2及び3 略

前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安 全衛生委員会について準用する。この場合におい て、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」 と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康 管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管 理責任者は営繕課長の職にある者を、その他の」と あるのは、「福利厚生課長又は地方機関等の長 を、」と読み替えるものとする。

員会及び安全衛生委員会について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成24年2月3日から施行する。